

第 6546 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 10月 21日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 青色事業年度の欠損金の繰越控除

**Q** : しばらく休眠していた会社を再開しました。現在は白色申告ですが、青色申告をしていた時の欠損金があります。この欠損金を使うことができますか？

**A** : 確定申告書を連続して提出していれば使うことができます。

### 【解説】

法人税では、確定申告書を提出する法人の各事業年度開始の前日9年(注1)以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、その各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入されることとなっています。

そして、この欠損金の繰越控除をすることができるのは、欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後の各事業年度について連続して確定申告書を提出している法人となっています。

また、欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出していれば、その後の事業年度について提出した確定申告書が白色申告書であっても、この繰越控除の規定が適用されることとなっています。

したがって、休眠中の会社が再開して白色申告になっていた場合でも、確定申告書を連続して提出していれば、繰越欠損金を損金に算入することが認められます。

(注1) 平成30年4月1日以後に開始する各事業年度において生じた欠損金額については10年となっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】